

居宅介護支援センター鶴生園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上村鶴生会が開設する居宅介護支援センター鶴生園（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう指定居宅介護支援を行なう。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者もしくは家族の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なうものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なうものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 居宅介護支援にあたっては利用者の生活の状況、心身の状況、置かれている環境等をアセスメントしその状況に応じて適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。利用者及び家族は複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能であり、利用者及び家族の選択によりサービスを決定する。
- 6 利用者及び家族は居宅サービス計画の交付にあたり、当該サービスを事業者が居宅サービス計画に位置付けられている理由の説明を事業所に求めることができる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援センター鶴生園
- 2 所在地 藤沢市片瀬海岸1-7-9

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 主任介護支援専門員
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 介護支援専門員 4名以上
(常勤専従の介護支援専門員3名以上、常勤専従の主任介護支援専門員1名以上、)
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする(ただし日曜日は日直対応)
(年末年始12月29日から1月3日は休務とする)
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
0466-55-2661(24時間)
090-1501-0767(営業時間外・管理者所持)

(指定居宅介護支援の提供方法、内容、利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。その内容は次の通りとする。

- 1 居宅サービス計画作成
- 2 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が受けられるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行なう。
- 3 利用者が介護保険施設へ入所を要する場合は、介護保険施設へ紹介する。
- 4 居宅訪問頻度は月1回以上とする。
(但し、利用者側の都合でコロナ特例を利用する場合はこの限りではない)
- 5 課題分析方式は、全社協在宅版ケアプラン作成方法とする。
- 6 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開催し、専門的意見を求めるとともに適切な会場を設定し、利用者又は家族の参加も得るものとする。
- 7 利用者の主治医及び関係機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取る。
- 8 指定居宅介護を提供した場合の利用料は、厚生大臣の定める基準によるものとする。
居宅介護支援費Ⅰ・特定事業所加算Ⅱ・特定事業所医療介護連携加算を算定する。
要件を満たしている場合には初回加算・入院連携加算Ⅰ・Ⅱ、退院・退所加算、
通院時情報連携加算・ターミナルケアマネジメント加算を算定する。
利用料は法定代理受領にていただき、利用者の負担は生じない。
- 9 居宅サービスの利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時にケアマネジメント業務を行っ

たものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にも上記報酬を算定する。

- 10 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル50円とする。
- 11 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けること。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の藤沢市と鎌倉市の一部地域とする。

（藤沢市）辻堂西海岸 辻堂東海岸 辻堂太平台 本鵜沼 鵜沼海岸
鵜沼松が岡 鵜沼藤が谷 鵜沼橘 鵜沼花沢町 鵜沼石上 鵜沼東
南藤沢 片瀬 片瀬山 片瀬目白山 片瀬海岸 江ノ島
（鎌倉市）腰越

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第8条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 3 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 4 1～3の措置を適切に実施するために担当者を置くものとする。
- 5 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市役所へ通報し、市役所が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する事項）

第9条 事業者は感染症が発生し、又は蔓延しないように以下に定める措置を講じるものとする。

- 1 感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催しその結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備するものとする。
- 3 従業者に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に行うものとする。

（守秘義務）

第10条 当該事業における安全と信頼の確保

- 1 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由がなく漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従事者

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

(事故発生時の対応)

第11条 事故時の対応・損害賠償

事業者の過誤及び過失の有無にかかわらず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合には下記の通り対応する。

- (1) すみやかに家族に事故発生の報告を行う。通院等が必要な場合には事業所から保険者に報告するように促す
- (2) 事故については軽微なものであっても処理過程、事故発生の原因及び再発防止策について検証する。

(損害賠償)

事業者は、居宅介護支援の実施に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償する。但し、自らの攻めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

(事業継続計画の策定)

第12条

- 1 事業者は利用者に対する必要な居宅介護支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための業務継続計画等を策定するものとする。
- 2 事業者は従事者に事業継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとする。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束の適正化に関する事項)

第13条

- 1 サービス提供にあたり、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合はその態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 身体拘束適正化のための指針を整備し、従業者に対する研修を定期的に(年1回以上)行う。

(苦情・相談体制)

第14条 相談窓口・苦情対応

- 1 苦情があった場合には直ちに連絡をとり、詳しい事情を聴くとともに担当者及びサービス事業者から事実を確認する。管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含む検討会議を実施し検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え納得がいくように理解を求める。
- 2 当事業所お客様相談窓口にて相談や苦情に対応する。
当事業所お客様相談コーナー 担当者 山根 幸恵 対応時間 8時30分から17時30分

電話 0466-28-2662 FAX0466-26-6950

- 3 必要に応じて第三者委員に申し出ることが出来る。

第三者委員相談窓口 西貝 成一 倉持 泰雄 対応時間 8時30分から17時30分
電話 0466-28-2662 FAX0466-26-6950

- 4 公的機関においても苦情申し出等が出来る。

市町村介護保険相談窓口
藤沢市役所介護保険課 対応時間8時30分から17時00分
電話 0466-50-8270

鎌倉市介護保険課 対応時間 8時30分から17時00分
電話 0467-61-3947

神奈川県国民健康保険連合会 対応時間 8時30分から17時15分
電話 045-329-3447

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
但し、介護支援専門員の実務が1年目の職員についてはアセスメント・ケアプラン等の基本的事項についての研修を受講する。
- (2) 継続研修 年3回以上

- 2 ケアマネジメントの公正中立性を確保する観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具の各サービスの利用割合および同一事業者によって提供された者の割合を利用者に説明するとともに介護情報サービス公表制度において公表する。

- 3 この規程に定める事項の外に、運営に関する重要事項は社会福祉法人上村鶴生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月 1日から施行する。

平成15年 1月27日 改正

平成15年 4月 1日 改正

平成18年 4月 1日 改正

平成18年 5月 1日 改正

平成21年 7月 1日 改正

平成24年 4月 1日 改正

平成25年 4月 1日 改正

平成26年	3月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成26年	11月	1日	改正
平成27年	3月	1日	改正
平成27年	5月	1日	改正
平成27年	8月	1日	改正
平成27年	10月	1日	改正
平成27年	12月	1日	改正
平成28年	2月	1日	改正
平成28年	7月	1日	改正
平成28年	9月	1日	改正
平成28年	10月	1日	改正
平成29年	4月	1日	改正
平成29年	5月	1日	改正
平成29年	10月	1日	改正
平成29年	11月	1日	改正
平成30年	4月	1日	改正
平成30年	5月	1日	改正
令和元年	7月	1日	改正
令和2年	1月	1日	改正
令和2年	2月	1日	改正
令和2年	9月20日		改正
令和2年	10月	1日	改正
令和3年	4月	1日	改正
令和3年	8月	1日	改正
令和4年	2月	1日	改正
令和4年	10月	1日	改正
令和5年	1月19日		改正
令和5年	4月	1日	改正
令和6年	4月	1日	改正
令和6年	9月	1日	改正
令和8年	2月	4日	改正